特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
11	こども医療費に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

ニセコ町は、こども医療費に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

ニセコ町長

公表日

令和6年3月1日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	こども医療費に関する事務					
	北海道医療給付事業及びニセコ町こども医療費の助成に関する条例に基づき、対象者に医療費給付 を実施する。					
②事務の概要	本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①受給資格の認定・登録 ②受給資格証の発行 ②医療費給付の実施、経理状況の報告					
	中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会を、符号を用いて行う。					
③システムの名称	①医療給付システム ②宛名管理システム ③団体内統合宛名管理システム ④中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	· 名					
医療給付情報ファイル、宛名性	青報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 ②ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条別表第1 1の項					
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	(情報照会) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく 特定個人情報の提供に関する規則 ・ニセコ町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番 号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条別表第2 1の項 (情報提供)					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	保健福祉課					
②所属長の役職名	保健福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求					
請求先	総務課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121					

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 保健福祉課 北海道虻田郡ニセコ町字富士見55番地 0136-44-2121

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	16年2月1日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
いつ時点の計数か		令和]6年2月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価		占項日詞	1) 2) 3)	選択肢> 基礎項目評価書 基礎項目評価書及び 基礎項目評価書及び 薬価書において リスク	全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(†	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 2) 3)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	1)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	システム		and the second s]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	1) 2) 3)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れている 十分である 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監査	[] 外部監		
9. 従業者に対する教育・啓	外						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	1) 2)	選択肢> 特に力を入れて行って 十分に行っている 十分に行っていない	ている	

変更簡所

	71				
変更日	項目変更前の記載		変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先		総務課 北海道虻田郡二七コ町宇富士見55 番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	保健福祉課 北海道虻田郡二七コ町字富士見 47番地 0136-44-2121	保健福祉課 北海道虻田郡二セコ町字富士見 55番地 0136-44-2121	事後	令和3年5月1日 庁舎移転
令和4年3月8日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	[]自己点検 [O]内部監査 []外部監査	[O] 自己点検 []内部監査 []外部監査	事後	